



STANDARD REPRESENTATION AGREEMENT

本契約は、20_____年_____月_____日に、以下の二者間において締結される。

_____ (以下「選手」という) 及び

_____ (以下「エージェンシー」という) に所属する

_____ (以下「代理人」という)

本契約書に規定される相互の約束を約因として、選手、代理人、およびエージェンシーは、以下の通り合意するものとする。

1. 一般原則

本契約は、メジャーリーグベースボール選手会（以下「MLBPA」という）の選手代理人に関する規定（以下「代理人規定」という）に従って締結され、本日の時点において効力を生じ、以後隨時改定されるものとする。代理人は、現在MLBPAにより選手代理人として認定されていることを表明する。代理人は、代理人自身及び代理人が所属するエージェンシーを代表し、代理人及びエージェンシーが、代理人規定及びMLBPAの執行委員会により採択された同規定における以後の改定規定の全条項を遵守することに同意する。

2. サービス

選手は、本契約書をもって、本契約期間中のプロ野球契約の交渉、締結、及び執行において独占的に選手を代理し、選手に対する助言、顧問、及び支援を行うために、代理人を起用する。選手は、クラブ役員からの契約オファー又は契約延長の提示があった場合、速やかにその旨を代理人に通知することに同意する。

代理人は、本契約に基づくサービスの履行にあたり、選手の代理としての信認義務において、誠実、有能、忠実、且つ熱心に選手の代理を務め、選手に対し助言を行うことに同意する。また、代理人は、オファー、進行中の交渉、苦情、及びその他の野球関連事項の状況に関して、選手に対し合理的な頻度で情報提供を継続することに同意する。代理人は、選手の同意を得ることなく、いかなる方法によっても選手を拘束又は処分する権利を持たないものとする。

また、代理人は、以下の追加サービスを選手に提供することに同意する。

代理人が野球用具を選手に提供する場合、代理人は、代理人規定に定められた支出限度額を超過してはならない。選手への野球用具の提供において、選手が代理人のサービスを利用、又は継続して利用することを条件若しくは要件に含めることはできず、本契約の第5条に定められていない限り、代理人に対する払戻しは行われないものとする。

3. 契約交渉手数料

本契約の期間中に、代理人がプロ野球クラブとの契約交渉に成功し、選手による署名が行われた場合、選手は代理人に対して以下の通り報酬を支払うことに同意する。

代理人が交渉した契約に基づいて選手が受取る総報酬額（基本給、獲得報奨金、契約金を含む）の____%。

又は

上記の報酬制は、MLBPAの仲裁の慣例に従い、本契約期間中に代理人が交渉した契約またはオプションの変更、延長、又は差し替えに対し適用される場合もある。

代理人は、交渉により決定された選手の俸給が、基本契約によって定められたその年の最低年俸を超えない限り、上記報酬を選手に請求しないものとする。交渉により決定された俸給が適用される最低年俸を超える場合、請求する手数料を交渉により決定された俸給から差し引く際に、選手の手取りが最低年俸以下となる請求を行ってはならない。本項は、代理人が選手のユニフォーム選手契約について交渉した時点で、選手がプロフリー・エージェントの状態にあった場合には適用されないものとする。

代理人は、ポストシーズン・プレーオフ及びワールドシリーズ・プールからの報酬、団体交渉による選手の手当、基本契約に基づく国際試合からの団体交渉による報酬、MLBPAグループライセンスプログラム、事前仲裁パフォーマンスボーナスプログラム、又は団体交渉もしくは選手がMLBPAのメンバーであることから生じるその他の支払いに基づく手数料を選手に請求しないものとする。

代理人は、手数料の根拠とされる報酬を選手が受取るまで、及び受け取らない限り、サービスに対する手数料を請求又は徴収しないものとする。特定の状況において、選手

は、報酬が現行シーズンのプレーに対する俸給、又は繰延報酬である場合にも、その報酬の受取に先立ち代理人に手数料を支払うことが最善の利益であると決定できる。上記に基づき、選手と代理人は、選手が事前に手数料を支払う契約を締結することができるが、この合意を別個の書面にて覚書化し、署名済み当該文書をMLBPAに速やかに提出することを条件とする。いかなる理由においても、前払い手数料の根拠とされる報酬の全額または一部を選手が受取っていない場合、代理人は、選手が受取っていない報酬に関する前払い手数料の比例配分された金額を直ちに返金するものとする。

4. その他手数料

添付の補遺Aは、代理人が提供するその他のサービス及びかかる追加サービスに対して選手に請求される手数料に関し、選手と代理人間で署名された合意書である。MLBPAの代理人規定又は本標準契約と矛盾する別個の契約内の条項については、無効及び執行不能であるものとする。

又は

選手は以下の通り、代理人の追加サービスに対する補償を行うことにも同意する。

5. 経費

選手は、本契約の履行において代理人が実際に負担した以下の合理的且つ必要な経費を代理人に払戻すものとし、代理人が払戻しを受けるためには、事前に書面による選手の承認を得なければならない。

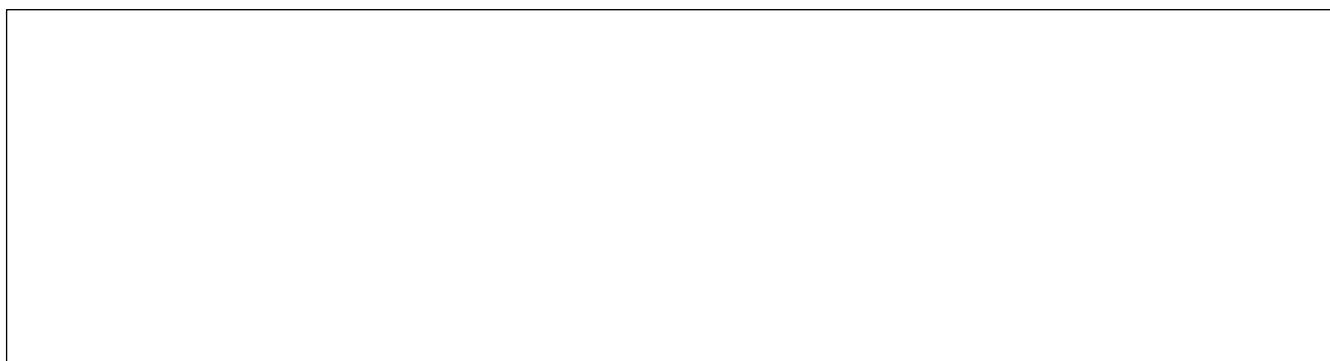
すべての払戻し可能な経費は代理人により文書化され、要求に応じて選手又はMLBPAに提出しなければならない。

上記に指定されていない限り、本契約に定めるサービスの履行において代理人が負担した経費は、代理人のみが責任を負うものとし、選手は払戻しに応じないものとする。

6. 手数料及び経費の支払時期

代理人は、選手に報酬が支払われた後の合理的な期間内に、選手が支払義務を負う手数料の請求書を選手に提出しなければならないが、シーズンの終了後**120日以内**、又は、マーケティング及びエンドースメント契約に関連する報酬の場合は、それらの契約に関連する報酬の受取後**120以内**に行うものとする。代理人は、かかる手数料発生後の合理的な期間内に、選手が支払義務を負う請求内訳明細書を選手に提出しなければならないが、代理人がそれらの経費を負担した後**120日以内**に行うものとする。

代理人は、以下のスケジュールに従い、選手に支払請求を行うものとする。



選手及び代理人は、その合意が事前に書面にて覚書化され、MLBPAに提出されている場合、手数料及び／又は経費の請求を特定期間延長することに相互に合意することができる。

7. 期間

本契約の期間は、選手が本契約に署名した日から1年間とする。選手は、代理人又はMLBPAに通知することにより、隨時、代理人の解雇及び本契約の解除を行うことができる。本契約を解除又は終了した場合にも、選手は、本契約の期間中に獲得した報酬（複数年のユニフォーム選手契約の対象となる将来のシーズンに対する報酬、又は繰延報酬に基づく報酬など）、及び本契約の期間中に発生した払戻し可能な経費について、その支払期限が本契約の有効期限終了又は満了後であっても、代理人への支払義務を継続して負うものとする。

ユニフォーム選手契約受入れの交渉と選手による署名が完了する前に代理人の解雇が行われた場合、最終的に選手が署名した契約に代理人が貢献したのであれば、代理人はMLBPAの仲裁の慣例に従い、補償を受ける権利を有する。

8. 仲裁

当事者間の関係が代理人と選手ではなかった時期に生じた紛争、又は当事者の代理人と選手としての関係に一切関連のない紛争を除き、選手と代理人及び／又はエージェン

シ一間のすべての紛争は、代理人規定の第7条（A）に定める最終的且つ拘束力のある仲裁手続に従ってのみ解決されるものとする。本項は、本契約又はこれらの当事者間のその他の契約において、本項に抵触する、又は矛盾する可能性がある、すべての規定に対して優先される。選手と代理人間の紛争が仲裁の対象となるか否かについては、仲裁者のみが判断するものとする。

9. 準拠法

本契約は、連邦法に従って、理解、解釈、及び施行されるものとする。

10. 翻訳と提出

代理人は、本契約書への署名時に、署名後の本契約書のコピーを1通、選手に提供するものとする。英語が主要言語ではない選手の場合、契約締結時に、選手の主要言語に正確に翻訳された契約書が選手に提供された上で選手と代理人が署名する必要があり、本契約書のコピーを1通、選手に提供しなければならない。契約締結時に署名済み及び翻訳された契約書が選手に提供されなかった場合、翻訳された契約書及び対応する英語版契約書は、選手に対して法的強制力持たないものとする。英語版契約書の条項と翻訳との間に矛盾がある場合は、英語版の条件を適用するものとする。

契約締結後10日以内に、署名された契約書のコピーと必要な翻訳文書を、代理人がMLBPAに提出するものとする。ただし、代理人が2月1日～4月5日の間に既存の顧客と再契約する場合、代理人は、締結済みの契約書と必要な翻訳文書をその年の4月15日までにMLBPAに提出することができる。これらの提出要件に従わない場合は代理人規定違反となり、MLBPAの仲裁の慣例に従い、代理人の契約上の手数料請求に関する権利に影響が生じる可能性がある。

11. 適用される法律

選手及び代理人は、アメリカ合衆国の特定の州及び／又はカナダの州においてスポーツエージェントを規制する法律が公布されており、代理契約には特定の文言を含めることが要求されていることを認識する。上記の必須条項又は規定（及び上記必須条項又は規定のみ）は、本契約の関係に適用される場合、補遺Bとして本契約に添付されている。

12. 完全な合意

本代理契約は、本契約に定められたサービス及び義務に関連する選手と代理人間の完全な合意を構成し、かかるサービス及び義務に関する事前の口頭による合意又は表明のすべてに対し優先される。

本契約の当事者は以下に署名する。

署名者：_____
代理人

署名者：_____
選手

エージェンシーの主たる事業所所在地

選手自宅の住所（ストリートアドレス）

エージェンシー事業所所在地の市、州、郵便番号、国

選手自宅の市、州、郵便番号、国

日付

日付